

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号
K13-5
- 2 案件名
令和 7 年度分軽自動車税納税通知書印字業務委託
- 3 案件場所
仕様書のとおり
- 4 契約期間
契約日から令和 7 年（2025 年）4 月 23 日まで
- 5 契約相手方
住所：大阪府大阪市中央区平野町 2-1-2
社名：共同印刷西日本株式会社
- 6 指定の根拠および理由
(根拠)
地方自治法施行令 第 167 条の 2 第 1 項第 2 号該当
宝塚市契約規則 第 20 条第 1 項 ただし書 該当

(理由)
令和 6 年（2024 年）12 月 5 日締結の「軽自動車税納税通知書等印刷製本物品売買（物品供給）契約」の見積もり合わせの際、「令和 7 年度分軽自動車税納税通知書印字業務委託」および「令和 7 年度分軽自動車税納税通知書封入封かん業務委託」の 2 業務を含め、一括で見積もりを取り、契約相手方を決定しているため。
- 7 問合わせ先
市民税課 （内線 2442）

特名随意契約の理由書

1 案件番号

K13-6

2 案件名

令和 7 年度分軽自動車税納税通知書封入封かん業務委託

3 案件場所

仕様書のとおり

4 契約期間

契約日から令和 7 年（2025 年）4 月 23 日まで

5 契約相手方

住所：大阪府大阪市中央区平野町 2-1-2

社名：共同印刷西日本株式会社

6 指定の根拠および理由

(根拠)

地方自治法施行令 第 167 条の 2 第 1 項第 2 号該当

宝塚市契約規則 第 20 条第 1 項 ただし書 該当

(理由)

令和 6 年（2024 年）12 月 5 日締結の「軽自動車税納税通知書等印刷製本物品売買（物品供給）契約」の見積もり合わせの際、「令和 7 年度分軽自動車税納税通知書印字業務委託」および「令和 7 年度分軽自動車税納税通知書封入封かん業務委託」の 2 業務を含め、一括で見積もりを取り、契約相手方を決定しているため。

7 問合わせ先

市民税課 （内線 2442）

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 K 4 - 2 0 2
- 2 案件名 LGWAN ファイアウォールバージョンアップ作業業務委託
- 3 案件場所 宝塚市東洋町 地内
- 4 契約期間 契約日 ～
 令和 7 年（ 2 0 2 5 年） 3 月 3 1 日
- 5 契約相手方
 住所 神戸市中央区東町 1 2 6 番地
 社名 日本電気株式会社
- 6 指定理由
 （根拠）
 地方自治法施行令 第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号該当

 宝塚市契約規則 第 2 0 条第 1 項ただし書該当

 （指定理由）
 当該契約でバージョンアップするファイアウォールは上記契約相手方が保守運用を行っているものであるため、他の事業者による作業ができません。
 以上の理由により、上記契約相手方と特名による業務委託契約の締結を行います。
- 7 問合わせ先
 課名：情報政策課 内線： 4 7 0 6

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 障委－ 3 1
- 2 案件名 宝塚市障害（がい）福祉情報支援システム令和 7 年度障害者総合支援法改正対応改修業務委託
- 3 案件場所 宝塚市東洋町 地内
- 4 契約期間 契約日 から 令和 7 年（ 2 0 2 5 年） 3 月 3 1 日
- 5 契約相手方
住所： 神戸市中央区磯上通 7 丁目 1 番 5 号 三宮プラザ E A S T
社名： 富士通 J a p a n 株式会社
- 6 指定理由
(根拠)
地方自治法施行令 第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号該当

宝塚市契約規則 第 2 0 条第 1 項 ただし書 該当

(指定理由)
国の令和 7 年度制度改正に伴い、障害（がい）福祉情報支援システムの改修が必要となります。
現行の障害（がい）福祉情報支援システムは、富士通 J a p a n 株式会社が開発し、稼働後も制度改正や業務改善等に伴う改修を重ねてきたシステムです。本業務を正確かつ円滑に進めるためには、これまでのシステム開発で蓄積した業務プロセスやプログラム仕様等にかかる知識を保有することが必須であり、本業務は現行システムと密接不可分であるから、特名随意契約により上記契約相手方と業務委託契約を締結するものです。
- 7 問合わせ先 課名：障害（がい）福祉課 内線： 2 5 4 0

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 健長委R 6－1 3
- 2 案件名 健康管理システム改修業務委託
(妊婦のための支援給付に係る対応)
- 3 案件場所 宝塚市小浜4丁目 地内
- 4 契約期間 契約日 から
令和7年(2025年)9月30日 まで
- 5 契約相手方
住所：岡山市南区豊成二丁目7番16号
社名：株式会社両備システムズ
- 6 指定理由
(根拠)
地方自治法施行令 第167条の2第1項第 2 号該当

宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 号該当

(指定理由)
本業務は、妊婦のための支援給付業務の開始にあたり、本市が導入している健康管理システム『健康かるてV7』における機能改修を委託するものです。
本業務にあたってはシステム開発元であり著作権を保有する上記相手方ではないと対応ができないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、特名随意契約を行います。
- 7 問合わせ先
課名：健康推進課 内線：2868

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 議会－3
- 2 案件名 本会議質問放送用データ等収録編集業務委託
- 3 案件場所 宝塚市東洋町外 地内
- 4 契約期間 令和7年（2025年）4月 1日から
令和8年（2026年）3月31日まで
- 5 契約相手方

住所：宝塚市逆瀬川1丁目11－1
社名：株式会社エフエム宝塚

6 指定理由

（根拠）

地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号該当
宝塚市契約規則 第20条第1項ただし書該当

（指定理由）

本会議の一般質問及び市議会広報用インタビュー等の放送は、幅広く市民に市政情報を発信するため、市内で唯一のコミュニティFM局である株式会社エフエム宝塚と市広報課との間で交わされた放送業務委託契約に基づく年間の放送時間枠の中で放送しています。

従って、本契約に基づき収録編集し制作された成果品は、同者において放送予定枠を事前に調整の上、放送予定日時を設定しています。

放送データの編集に当たっては、放送禁止用語の確認や沈黙時間を5秒以内に設定すること等の規制に対する審査が必要であり、編集データに不備があった場合にはデータ作成をやり直す必要が生じます。

放送者である株式会社エフエム宝塚が収録編集を行う場合は、同業務を遂行する過程で審査を行うことが可能ですが、他の事業者が収録編集を行う場合は、放送者による審査期間が別途必要となるとともに、放送者から編集データの不備が指摘される可能性を想定し、データ作成をやり直す期間を設定しておく必要があります。特に一般質問の放送については、放送日数が長く、次の一般質問までに放送する必要があるため、放送日程に配慮し、事前調整ができる上記事業者以外に本業務は遂行できません。

また、市民に早期に放送を提供するには、放送者が責任を持ってデータ作成を行う必要があります。

以上のことから、上記事業者以外では本業務の遂行に支障を来すため、随意契約を行うものです。

7 問合わせ先

課名：議会事務局 議事調査課 内線：2096